

厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）

分担研究報告書

全国がん登録の制度安定を示す指標に関する研究

研究分担者 東 尚弘 国立がん研究センターがん登録センターセンター長

研究分担者 柴田亜希子 国立がん研究センターがん登録センター全国がん登録分析室長

研究分担者 祖父江友孝 大阪大学大学院医学系研究科環境医学分野 教授

要旨：全国がん登録が開始されて、病院ががんを診断・治療した場合には都道府県に届出をする義務が課せられることになった。その制度切り替えの前後である 2015～2017 年においては罹患数の大幅な増減が見られデータ収集・整理方法の影響と考えられたが、今後の罹患数統計の制度的な安定を知るための指標が必要と考えられた。その一つが初診届出不明例、つまりこれは、届出データからその届出以前の初診の存在が考えられるが、その初診時の届出と結びつかない症例の数、割合である。これは届出や整理の限界から、一定数は存在すると考えられるが、それは制度の安定とともに減少すると考えられ、その時間的推移が平坦になったときには制度的な安定が得られたといえる。それを観察するため、継続的に算出することが必要と考えられる。また、他にも、全届出件数、届出施設数、照合同定数などの指標が考えられたが、その具体的な算出は、今後、全国がん登録のデータ利用申出を行って検討していく必要がある。

A. 研究目的

全国がん登録は正確ながん罹患統計の算出を可能とするために、2013 年にがん登録等の推進に関する法律が制定され 2016 年から施行、国内の病院に対してがんと診断した場合の届出義務が課されることにより網羅性を確保する制度が整えられた。それ以前には、都道府県単位で実施されていた地域がん登録があり、各都道府県のデータを合わせて死亡情報を参照しつつ、がん罹患数を推計することが行われてきた。全国がん登録はそれを制度として発展させたものといえる。

しかし、この制度の切り替えに際して、がん罹患数は大きく変動した。前制度最終年 2015 年で集計されたがん罹患数は（上皮内がんを除く）891,445（推計値は 903,914）であったのに対し、2016 年の統計では、995,131 と 10 万人近く大きな値となり、2017 年では、977,393 と若干少ない値となっている。これらは届出義務化だけでなく届出症例と前年診断例との名寄せの成功率などに影響された結果と考えられており、2016 年がん罹患

数の報告書においては、過去の登録が確認できない症例が 69,141 例（上皮内がんを含まない）存在したと報告されており、この数の動向によって制度としての安定性が推定可能と考えられる。このような集計情報の安定性に関する情報は、精度指標の一つと考えられ、データ活用においても重要であり本研究においてはこのような指標を同定して検討していくことを目的とする。

B. 研究方法

全国がん登録の制度的な安定を示す指標を検討した。報告書に掲載する以外の試算を行うには、実際の計算に関しては全国がん登録利用の申出を行う必要があることから、今回の検討は理論的なものにとどめる。報告書の中で示すことが可能であるか、等の活用法も含めて検討する。

C. 研究結果

届出された情報からは過去の診療の存在を示しているにもかかわらず、対応した以前の届出が存在

しない（結びつかない）症例つまり初診の届出が不明例）は、整理の制度指標となると考えられた。全届出件数、届出施設数、照合同定数などの指標が考えられたが、これらはこれまで定型的な報告書において示されておらず、算出には全国がん登録データの利用申出・承認が必要と考えられた。

D. 考察

国際的に、がん登録の精度指標としては Death Certificate Only (DCO) 割合、Death Certificate Initiation (DCI) 割合、Incidence/Mortality (IM) 比などが用いられてきたが、これらの指標は一定の規則に従ってがん登録情報を審査整理後に集計された住民単位の罹患数・率の国内・国際比較可能性のための指標である。これとは別に、我が国の全国がん登録が、施設からの届出を義務化し、それらを整理することで正確な罹患数を検討する体制にあることから、「整理の達成度」を表す指標が、その制度的な安定性を示す精度指標になると考えられる。

現在、一般の研究者等が利用可能な全国がん登録情報は、全国がん登録罹患数・率の把握のために複数段階の審査整理をなされた最終的なデータ

であり、届出や審査整理の精度指標を計測するための情報を含まない。しかし、法令上、全国がん登録情報は、全国がん登録データベースに記録保存された審査整理前の情報を含むことから、理論上は、これらの精度指標の算出に必要な情報の入手は可能である。具体的には、本研究班では今後、法律第 17 条第 1 項第 1 号に基づき、匿名化が行われていない全国がん登録情報の提供申出手続きを行う必要がある。

E. 結論

本年は全国がん登録の制度的な安定性を示す指標の検討を行った。報告書に掲載する以外の試算を行うために、全国がん登録利用の申出を行うことを今後検討する。

F. 研究発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし